

新型コロナウイルス感染拡大防止のための方針について

令和2年2月28日現在
善通寺市社会福祉協議会

令和2年2月25日に政府による「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定がありました。善通寺市社会福祉協議会での現在の感染拡大防止のための対応方針につきましては、下記のとおりです。

記

- 1 国内での感染の広がり状況と会議、研修会等の開催時間、開催場所、参加人数、開催内容等を踏まえて、一律に開催の制限はせずに、個別に実施の有無を検討する。
・会議、研修会等（サロン活動を含む。）については、発熱等風邪の症状がみられる方は参加を控えること、予防のため手洗い、消毒、マスクの着用の協力をお願いし、注意喚起を行う。
- 2 各事業所に新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の具体化に向けた見解」を一部抜粋した注意喚起文書を掲示し、利用者に協力をお願いする。
- 3 介護サービス、相談支援等（対面で行う業務）に従事する職員には、手洗い、消毒マスクの着用を義務付ける。
- 4 引き続き新型コロナウイルス感染症対策の情報を収集し、対応していく。

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
- 基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話で御相談ください。

2. 帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安

- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

- 相談は、帰国者・接触者相談センター（地域により名称が異なることがあります。）の他、地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場合もあるので、ご活用ください。

（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

（お子様をお持ちの方へ）

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

※なお、この目安は、国民のみなさまが、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

3. 医療機関にかかる時のお願い

- 複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

相談窓口（帰国者・接触者相談センター）の連絡先一覧

相談窓口	電話番号(8時30分～ 17時15分)	FAX(土日祝除く)8時30分～ 17時15分
小豆保健所	0879-62-1373	0879-62-1384
東讃保健所	0879-29-8261	0879-42-5881
中讃保健所	0877-24-9962	0877-24-8341
西讃保健所	0875-25-2052	0875-25-6320
高松市保健所	087-839-2870	087-839-2879

※「新型コロナウイルス感染症の疑い例」の場合は、休日・夜間も同じ番号で保健所夜間受付を経由して相談に応じます。

一般の新型コロナウイルス感染症のご相談は、8時30分から17時15分までです。

・厚生労働省の電話相談窓口 電話番号：0120-565653（フリーダイヤル）

・受付時間：9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）